

奈良県スタートアップ等公共調達促進事業運営業務委託仕様書

1. 業務名称

奈良県スタートアップ等公共調達促進事業運営業務委託

2. 履行期間

委託契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3. 業務の目的

スタートアップ等の提供する新たな製品・サービスの市場開拓・需要喚起及びスタートアップ等の提供する新たな製品・サービスを活用した行政課題の解決を図るため、スタートアップ等の公共調達を促進する。

4. 定義

本仕様書において「スタートアップ等」とは、新しい技術又はサービスを有するスタートアップ、ベンチャー企業又は中小企業をいうものとする。

5. 業務内容

(1) 業務の全体運営と全体調整

本業務の目的達成に向けて、具体的な業務内容と委託期間における業務スケジュールの作成、進捗管理を行うこと。なお、本業務の全体スケジュールは以下を想定している。

＜スケジュールの例＞

令和7年度6月上旬	委託契約締結・事業内容の確定
6月～9月上旬	ガバメントピッチイベントに向けた発表内容の磨き上げ
9月	ガバメントピッチイベント開催（県が主催）
9月～11月	スタートアップ等の提案受付、マッチング支援
12月～2月	共創支援

(2) 発表自治体の発表内容の磨き上げ

受託者は、ガバメントピッチイベントに向けて以下の業務を行うこと。

① 発表自治体向け説明会の開催

- ・ 発表自治体の発表担当者向け説明会を1回以上開催すること。開催時期は6月下旬を想定しているが、具体的な開催日時は県と協議して決定すること。
- ・ 開催方法は対面又はオンラインのいずれかの形式により開催すること。対面開催の場合、会場は県が用意する。
- ・ 発表自治体については、委託契約後に県が指定する。（発表自治体の課題は10件程度とする。）

② 個別アドバイス

- ・ 発表自治体の課題10件程度のうち5件以上について、課題整理及び資料作成等につい

て、個別アドバイスを行うこと。(発表自治体の課題のうち残る5件程度は、県が個別アドバイスを行う。)

- ・ 個別アドバイスを行う自治体については、委託契約後に県が指定する。

(3) スタートアップ等からの提案受付・マッチング支援

- ・ スタートアップ等の募集要項及び提案様式の案を作成し、県と協議の上内容を決定すること。
- ・ 提案の受付にあたっては、自社サービスの売り込みだけでなく、継続して自治体と共創に取り組み、公共調達を見据えた提案を有するスタートアップ等を選定すること。
- ・ 提案の受付後、発表自治体と提案したスタートアップ等とのマッチング支援を行い、発表自治体の課題10件程度から3件以上マッチングすること。
- ・ マッチングにあたっては、発表自治体やスタートアップ等との面談実施や助言等を行うこと。面談実施にあたっては、県が同席できるよう事前に日程等を共有すること。

(4) 共創プランの作成支援

- ・ マッチングした発表自治体とスタートアップ等が共創し、行政課題の解決を図るため、公共調達をゴールとする共創プランの作成を支援すること。
- ・ 共創プランの作成にあたっては、マッチングした発表自治体とスタートアップ等との打ち合わせの実施や他の自治体の先行事例の紹介、実証実験の実施についての助言等を行うこと。
- ・ 作成した共創プランを取りまとめ、県に提出すること。記載内容は県と協議の上決定すること。

(5) 共創支援金の支出

- ・ マッチングしたスタートアップ等が共創プランの作成に取り組むにあたって、打ち合わせ等に要する諸経費や実証実験等に要する費用等に対して共創支援金を支給すること。共創支援金の総額は200万円を上限とし、支給額については、県と協議の上決定すること。
- ・ 委託料のうち200万円は共創支援金に充てる費用とし、支給額の総額が200万円に達しない場合であっても、その残額を事業の運営に係る経費に充てないこと。

(6) 業務完了報告書の提出について

業務終了後、実施結果等について報告するとともに、以下の成果品を提出すること。

① 成果品

- ・ 委託業務完了報告書 1部
- ・ 成果報告書 1部(5.(4)にある共創プランを添付すること)

② 納品形式

- ・ 電子データ(Word形式、Excel形式、PowerPoint形式又はPDF形式のデータをメール送付等により提出)

③ 納品場所

奈良県 地域創造部

大和平野中央構想・スタートアップ推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎4階

TEL：0742-27-8946

Mail：yamachu@office.pref.nara.lg.jp

6. その他

- (1) 本業務を受注しようとする者は、別記1「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (2) 本仕様書に記載のないものは県及び受託者の協議により定める。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び範囲について県と十分打ち合わせを行い、本業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。
- (6) 本業務以外に県や関連団体が行うスタートアップ等への支援事業との連携を図るよう努めること。
- (7) 本業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (8) 本業務に基づく制作物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じ、別記2「情報セキュリティに係る特記事項」及び別記3「個人情報取扱特記事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (10) 再委託（再々委託も含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、県の承認を得ること。
- (11) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (12) 本業務は国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を利用するものである。受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (13) 受託者は、本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態

に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。